

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年12月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成23年7月22日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス綾川店 綾歌郡綾川町萱原字下所591番1ほか

3 法第8条第1項の規定により綾川町から聴取した意見の概要

（意見の概要）

○香川県青少年保護育成条例に基づいた対応をお願いする。また、開店後、児童・生徒の非行を発見した場合は、警察・当該学校・教育委員会に通報をお願いする。

○事業活動において発生したゴミ類は産業廃棄物と事業系一般廃棄物に明確に分類するとともに適切な処理をお願いする。

○店舗駐車場と町道との出入口についての案内標示については分かりやすくし、交通安全対策に万全を期すこと。（区画線、誘導標示、停止線、誘導標識）

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

（1）意見書を提出した者

綾川町商工会

（2）意見の概要

○駐車場の出入口について

入口2は陶畑交差点近傍（12.8m）に設置されるため、駐車場への入場待ちの来店車両が交差点まで渋滞する懸念があり、危険である。入口2の位置を変更し、交差点までの距離を確保されたい。

○交通渋滞等が生じた場合の対応について

来店車両により国道32号など周辺道路の交通流量に変化が生じ、交通渋滞等が生じた場合には、陶畑交差点の右折レーンの延長や信号現示の調整等の必要な対策が講じられるよう、関係機関と協議されたい。

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び綾川町経済課
縦覧期間	平成23年12月1日（木曜日）から平成24年1月4日（水曜日）まで